

## 選考試験の概要

### 第1次 試験

- ▶ **筆記試験**  
教科専門試験、一般教養・教職専門試験

### 第2次 試験

- ▶ **論文試験**  
各校種・養護教諭・栄養教諭に関するテーマによる論文  
※ 論文試験は第2次試験ですが、特別選考「国公立学校正規教員」を除く全ての受験者に実施します。
- ▶ **模擬授業**  
指定されたテーマに沿った模擬授業
- ▶ **個人面接**
- ▶ **実技試験**  
一部の教科で実施（特別選考「国公立学校正規教員」を除く）
  - 論文試験、模擬授業、個人面接については、ホームページで評価の観点を公開する予定です

## 本年度実施試験での主な変更点

### ▶ 特別選考「国公立学校正規教員」の新設

全国の国公立学校の正規教員を対象とする特別選考「国公立学校正規教員」を実施します。  
対象者は、受験年度末時点で、国公立学校の正規教員として勤務しており、その勤務期間が、採用から引き続き3年以上（休職、育児休業等の期間を除く）の正規教員（ただし、受験する校種等・教科の教員普通免許状を所有し、かつ同一の教職経験に限ります）とし、本年度募集の全ての校種等・教科（科目）を対象に実施します。試験内容は、第2次試験の一部（模擬授業・個人面接）のみ実施し、それ以外の試験は免除とします。

※詳細は実施要項をご覧ください。

### ▶ 秋期試験の校種の変更

秋期試験の校種を小学校から特別支援学校に変更します。

※秋期試験の実施要項については、令和8年7月中にお知らせします。

私らしく  
かながわで

### 神奈川の障害者雇用について

神奈川県では全国に先駆け、障害の有無にかかわらず、様々な課題を抱えた子どもたち一人ひとりのニーズに、適切に対応していくことを学校教育の根幹に据えた「支援教育」の推進に取り組んできました。障害のある人が教員として教壇に立つことは、「支援教育」をさらに進めることのみならず、子どもたちに対する極めて高い教育的効果が期待されることから、障害のある人の採用を積極的に進めています。

### 障害のある人を対象とした特別選考について

神奈川県では、本年度募集の全ての校種等・教科（科目）を対象とし、「障害のある人を対象とした特別選考」を実施します。試験の実施にあたっては、必要に応じて点字、拡大文字、手話通訳者の準備や会場内の配慮等をします。また、障害の種類や程度によって実技試験の一部を免除し、代わりに他の試験を行うなどの対応も行います。

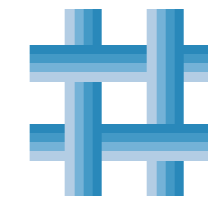
### 採用後の配属の職場環境の配慮

障害の種類や程度を勘案して配属します。

## この悲しみを力に、ともに生きる社会を実現します

平成28年7月26日、障害者支援施設である県立「津久井やまゆり園」において、大変痛ましい事件が発生しました。

このような事件が二度と繰り返されないよう、私たちはこの悲しみを力に、断固とした決意をもって、ともに生きる社会の実現をめざし、ここに「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めます。



ともに生きる社会  
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

- 一 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 一 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 一 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 一 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます